

8. 高圧ガスの取り扱い その10

A



- 首都高ドライバースサイトより、具体例を確認します。

『水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止または制限について』より
<https://www.shutoko.jp/use/restriction/dangerous/>

通行制限品目	積載数量	計算式
液化炭酸ガス ＜不活性ガス＞ 液化ガス	18,000リットル以下より、 30kg：6本以下 7kg：25.71本以下	質量10kgをもって容積1 m^3 とみなすので、 1,000リットルで10kg、18,000リットルは 180kgと換算できる。よって、 $180\text{kg} \div 30\text{kg} = 6\text{本}$ $180\text{kg} \div 7\text{kg} = 25.7142\text{本}$
プロパンガス ＜可燃性ガス＞	600kg以下より、 10kgボンベ：60本以下	$600\text{kg} \div 10\text{kg} = 60\text{本}$
窒素、ヘリウム ＜不活性ガス＞ 圧縮ガス	ガス容積90立方メートル以下より、 7リ्यूベボンベ：12.85本以下	$90\text{m}^3 \div 7\text{m}^3 = 12.85\text{本}$
火工品ならびに がん具煙火	その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下 要件：火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること	

8. 高圧ガスの取り扱い その11

③



- 首都高ドライバースایتより、具体例を確認します。

『水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止または制限について』より
<https://www.shutoko.jp/use/restriction/dangerous/>

通行制限品目	積載数量	計算式
液化炭酸ガス ＜不活性ガス＞ 液化ガス	18,000リットル以下より 30kg : 617本以下 7kg : 2,648本以下 ($18,000\text{L} \div 6.797\text{L} = 2,648.22\text{本}$)	一般的な『ガスの質量・容量換算表』より 炭酸ガス 質量1kg = 液体0.971リットル 従って30kg = 29.13リットルと換算できる よって、 $18,000\text{リットル} \div 29.13\text{リットル} = 617.91\text{本}$
プロパンガス ＜可燃性ガス＞	600kg以下より 10kgボンベ : 60本以下	$600\text{kg} \div 10\text{kg} = 60\text{本}$
窒素、ヘリウム ＜不活性ガス＞ 圧縮ガス	ガス容積90立方メートル以下より 7リューベボンベ : 12本以下	$90\text{m}^3 \div 7\text{m}^3 = 12.85\text{本}$
火工品ならびに がん具煙火	その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下 要件：火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること	